

特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則（平成10年岩手県規則第151号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（設立の認証申請） 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 条例第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構（<u>同法第30条の2第1項に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。第4条第2項において同じ。</u>）から当該役員に係る本人確認情報（同法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下この項及び第4条第2項において同じ。）の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該本人確認情報を利用するときは、第1項の申請書に添付することを要しないものとする。 5～8 〔略〕	（設立の認証申請） 第2条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 条例第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報（同法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下この項及び第4条第2項において同じ。）の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該本人確認情報を利用するときは、第1項の申請書に添付することを要しないものとする。 5～8 〔略〕
2	（設立の認証申請） 第2条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本<u>2通</u>を添えるものとする。 6・7 〔略〕 8 前項の書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものについては、それぞれ副本<u>2通</u>を添えるものとする。 （設立登記の届出） 第3条 〔略〕 2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し<u>2通</u>を、法第14条の財産目録には副本<u>2通</u>を、それぞれ添えるものとする。 （役員の変更等の届出） 第4条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 第1項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本	（設立の認証申請） 第2条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本<u>1通</u>を添えるものとする。 6・7 〔略〕 8 前項の書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものについては、それぞれ副本<u>1通</u>を添えるものとする。 （設立登記の届出） 第3条 〔略〕 2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し<u>1通</u>を、法第14条の財産目録には副本<u>1通</u>を、それぞれ添えるものとする。 （役員の変更等の届出） 第4条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 第1項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本

<u>2通</u>を添えるものとする。 (定款の変更の認証申請) 第5条 〔略〕 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等には、それぞれ副本<u>2通</u>を添えるものとする。 3 〔略〕 (定款の変更の届出) 第6条 〔略〕 2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本<u>2通</u>を添えるものとする。 3 〔略〕 4 前項の規定による登記事項証明書の提出をするときは、当該登記事項証明書の写し<u>2通</u>を添えるものとする。 (事業報告書等の提出) 第7条 〔略〕 2 前項の規定により書類の提出をするときは、当該書類の副本<u>2通</u>を添えるものとする。 (合併登記の届出) 第14条 〔略〕 2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し<u>2通</u>を、法第39条第2項において準用する法第14条の財産目録には副本<u>2通</u>を、それぞれ添えるものとする。	<u>1通</u>を添えるものとする。 (定款の変更の認証申請) 第5条 〔略〕 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等には、それぞれ副本<u>1通</u>を添えるものとする。 3 〔略〕 (定款の変更の届出) 第6条 〔略〕 2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本<u>1通</u>を添えるものとする。 3 〔略〕 4 前項の規定による登記事項証明書の提出をするときは、当該登記事項証明書の写し<u>1通</u>を添えるものとする。 (事業報告書等の提出) 第7条 〔略〕 2 前項の規定により書類の提出をするときは、当該書類の副本<u>1通</u>を添えるものとする。 (合併登記の届出) 第14条 〔略〕 2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し<u>1通</u>を、法第39条第2項において準用する法第14条の財産目録には副本<u>1通</u>を、それぞれ添えるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。